

るというよろには考へておらないのです。むしろ獎勵されるべきものでは、嚴密な形をとつた協同組合の自當ではないからといふに考へられるわけであります。

○江熊哲翁君 その筋でむしろこういふことは獎めた方がよいのではないかということを言われた言葉の真意は、或いは漁村というものに對してはこういつた形に漸次行くのがよいのではなかいか、こういう意味とイクオールになるわけでありましようし、又この漁村協同体として考へる場合において、私が後からとつてひつけたような恰好の協同組合を考へて行くよりか、むしろ願わしいのではないかといったような、そういうた違つた一つの考え方からそういうことを言つておられるのではないかとはお考えになりませんか。

○説明員(久宗高君) これは現実にありますいわゆる村張り組合といふものの深く内部まで立ち入つてお調べになつたものではないと考へるのであります。大体概観いたしまして、それが全村的に非常に平和に營まれておると、又こういうよろ孤立した場所では、これ以外に方法がないであらうといふにお考えになつたものと思うであります。それは私一緒に参りました、その当時の調査から見ますと、深くその内部關係まで立ち入つたものではなくて、外觀をざつと見て行つた程度でありますので、その点まだ問題は残つておるわけであります。江熊委員の御指摘になりました問題は、むしろそういう形で漁村の封建性といふものが非常に根強く残つてしまふ心配がある、或いは協同組合の自由な發展とい

うものに対する、むしろそれが阻害になるという点の御指摘だらうと思うのであります。ですが、そういう危険性は多分にあるわけでありまして、現にそういう問題があるわけであります。併しながらこれはそういうものも含めたふうに一般には解釈されるわけであります。が、法文で申しまする村張り組合は、もつと非常に零細な規模で、非常にまだ漁民非漁民の分化の行われないようなところに限定して適用したいというふうに考えておりますので、その点法文上の不備もあるうかと思います。先程申しましたようなことで、将来この点はもう少し突込んで考えなければいけないと考えております。

う解釈いたして置きます。
そこで次に、私は尙その村張り組合を、この順位から除外するということはいけないといったときに、同時に真珠養殖業を私共は区画漁業の中に入れ考えて、「かき」などと同じように考える。つまりあなたの方が原案の通りにすべてきであるといふ意味において、その説を支持されたということを聞いておる。勿論そういうふうに原案がなつておるのでありますから、そういうふうに主張されることは一向不思議に思わないのです。あるいは、村張り組合との同組合若しくは村張り組合式な考え方を以てこの真珠養殖業というものが考えられるのに、あいいうような順位を以て臨まなければならなかつたのかと云うことを第一にお尋ねしたい。で余り一問一答式になると長くなりますが、私は総括して、この問題は後日重要な問題となつて現れると思いますから……

引続いて御質問をしますが、漁村の工業化の問題から見ましても、それから漁業権の本質の面から見ましても、私はどうしても協同組合に行かなくちゃやならないと、とういうふうに考えるのですが、一体漁業の場合に、漁獲物は一貫作業的に、罐詰なら罐詰を、漁獲をやると同時に漁獲をやつた人が罐詰をやろうといふような形のことになりますが、一体漁業の場合において、やはりあなたは、定置漁業をとつておるという場合に、「ぶり」の

謹詰をするというそこに株式会社があります。そのときにその定置漁業権は、どうしてもその会社の共有にするのが最もいいというふうにお考へになるのか、そこのところを一応お尋ねしておきたいと思います。趣旨はお分り願いましたでしようか。

○説明員(久宗高君)　只今の御質問であります。が、その前に村張り組合の問題についてもう一つ申し足したいのです。ですが、村張り組合の場合にあります。これはもう一度申上げますが、村張り組合につきましては、その規模、場合にどうして村張り組合のような考え方方がそれいかといふお話をあります。これはもう一度申上げますが、村張り組合で申しますと、村張り組合は、もつと非常に厳密に解釈された村張り組合であつて、ただ一般に村張り組合といわれておるものの中には、そのままの形で温存してはならないものがあるのだ。これは経営の規模から考へてそういうことが言えるわけでございまして、この点を私最初に申上げておきたいと思います。

それから第二に、定置漁業の例が出たわけであります。が、定置漁業の問題につきましては、はつきり法文で協同組合の優先という問題を出しておりますので、この点はどういう御質問かよく分らないのであります。

それから真珠養殖業の問題につきましては、村張り組合のようなり方と、こうおしだやつたのは、恐らく漁民がそれを管理して、而も加工する段階まで自営したらどうか、こういう御意見だらうと思うのであります。それに対して現在の優先順序は、そういう

形の、定置のことき第一優先の規定を置いておらないのであります。これは二つの考え方があるのでございます。こういたしました根本の問題といたしまして、定置のよな場合の自営の問題と、真珠の商品としての特殊性という問題があるわけであります。ただこの際真珠が技術的にむずかしいといふことで特別扱いをしたのではないのであります。もつと違つた、真珠の市場という関係からする価格の不安定性、或いは国際価格との関連性。こういうような観点からこれを直ちに漁民の零細な経営と直接結び付けることが適当ではないと考えて、ああいう十九條の規定を考えたわけでございまして。決して真珠を作ることが技術的に零細漁民にできないということではなく、その關係が自営との關係でないと考えておるわけであります。ただこの場合の漁場の調整につきましては、権利者が、つまり漁民の団体が持つて、この真珠の養殖の漁場についての管理ができる一番適切であり、漁民の要望にもびつたりするわけであります。ですが、その關係が自営との關係でできないとすれば、私共といたしましては、最初の漁場計画のときには、零細漁民の区画漁業に対する権限というものを十分に織込んで、真珠養殖業の関係と、海底の問題とか、その他の漁場との調整という問題を、漁場計画の際にはつきりと決めて行きたいというふうに考えておるわけでございます。

やるということが最もいいのだといふことをお考へで今後行かれる考へであるか。それは同巧異曲の考へで、この真珠というものを、やはり真珠養殖といふものを漁業協同組合に持つて行くよりか、或る特殊な経験、技術を持つているものにやらせる方がいいんだとう、私は根本的な考へ方が、この法案に表われておると、私はそういうふうに考へる。それはいろいろな説明はされておるようになりますが、併しその生産の下において、末端の販売面の犠牲をこの生産者に負わせるこの法律の作り方は、漁業法として逸脱していると思う。そういう意味において私はお尋ねしたのです。とにかく真珠も貿易品であり、価格の高騰などの関係上、こういつた零細漁民が構成分子である漁業協同組合にその漁業権を持たせるということがいけない。そういう考へ方が私は間違っていると思う。私はそういうふうな弱いものでも、持たせて、それから更に外国貿易まで考へさせて行く形態こそ、考へなくてはならない問題で、今そういう特殊なものがあることによつて、そこにこの生産の仕事が委ねられるということ是非常に面白くない、こう思つたから一応お尋ねしたわけなんです。御答弁の御趣旨はよくわかつておりますが、別に時間も余りないようでありますから、それ以上のお尋ねを要求いたしません。

の修正法案案に、形式においては衆議院から送付されましたがけれども、実質的には正しく参議院の修正、漁業法においては正しく参議院の修正、漁業法の改正法律案というそのものに反対するものではありません。よしんば希望修正案が容れられなくても、私はこの漁業法の改正法律案には、漁業法には贅益をなする者でありますから、その点は誤解解釈のないように、立場を明らかにしておきます。

助成し、増加して行くといふ面から考えてみましても、今そのままの放任の姿でなくして、特殊の行政機関といふものを、瀬戸内海同様に設けて置くことが、日本建設の上に私は大きいプラスをいたすものと確信するものであります。而して民主主義は正しき民衆の声をより多く立法に、或いは予算の上にこれを反映せしめるというのが、民主主義の在り方であります。その点から考えまして長崎県、熊本県、福岡県、佐賀県の県民諸君が挙つてその行政機關の設立を強く希望しておるという声を聞きまして、その声の上に乗つた一つの行政処置乃至は立法処置をするということだが、参議院においては当然とらなければならん態度であり、行政府又その声に従つて行くことが、いわゆる民主主義の行政府の在り方であるのだと私は信ずるものであります。いろいろと理由を挙げますれば沢山ありますが、併し賢明な水産府長官は、すでにその理由は十二分にその道の達人としてお分かりになつておる筈でありますから、是非漁業法の草案の中に是は、これが挿入されていなければ、一応行政処置において何らかの出先機関等を設け、更に機会に応じて、若しもこの法律案が可決せられまして、それが挿入されないけれども、一応行政処置において何らかの出先機関等を設け、更に機会に応じて、法律となつたらば、その法律の又改正の考案をして頂くか、何らかそこにつきの際強い御決意のことをお聴きいたしまして、そうして審議、採決の方に私に入りたいというふうに考えておりますから、一応水産府長官の御意思をお聞きする次第であります。

いはそれに似たような機関を設くべきであるというこの御意見に対しましては、私も全く同感であります。この点につきましては、過般本委員会におきましても江熊委員並びに矢野委員から、その必要を高調された際にも、私は考えとしては全く同様である。併しその際に、瀬戸内海の方は特に瀬戸内海取締規則というものが設けられてありますと、それに基きあの漁政庁といふものができました。決して有明海についてその必要を認めないと、ことでなかつたのであります。

それから尙定員の関係或いは予算の関係、こういうことがありましたので、一応原案には盛らなかつたのであります。只今お話を通りに、幸いにして漁業法案が通過いたします際には、たとい明文にはなくとも、漁政庁といいたしまして、法規の範囲におきまして各関係方面とも連絡をとり、そうしてこれが善処をいたしたい。ただ現行法では、福岡に駐在所があるのでありまするが、それにこの仕事をさせることができるようになつておるのであります。改正漁業法になりますと、それが漁業権の免許許可といふうなことに限られることになりますので、いすれ有明海には関係の連合調整委員会もできるかと思ひのであります。その連合委員会と水産庁が密接なる連絡の下に、或いは水産庁の者を駐在させるというような暫定措置を講じまして、将来機会がありましたならば、これを根本的に解決いたしたい、かように考えております。(了承)と呼ぶ者あり)

尋ねて置きたいと思うのであります
が、それは漁業調整事務局を設ける
という一点でありまするが、こうした
点について、水産研究所というものが
一地方にある。それから他の地方に漁
業の調整事務局を設けられる。これは
例えば例を挙げれば、瀬戸内海の問題
でありまするが、一県には水産研究所
が設けられておる。そうして他の県に
その漁業調整事務局が設けられるとい
うような点に関しては、これはまあ私
の私見でありまするが、この水産研究
所と漁業調整事務局と同一地内に置く
方がいいじやなからうかと、こう思ひ
のでありまするが、それに対しまする水
産庁長官の御所見を承わりたいと思ひ
ます。

えで只今は進んでおるわけでありま

す。

○江熊哲翁君 これも近い将来に非常

や強い意味においていかくな形の陳

情が出ることだらうと思いますが、浮

魚を外したということに対する本当の

もの

の

で

ある

ので

協同組合に與えること。(二)共同漁業権は浮魚も加えること。(三)共同漁業権に入漁する場合知事の許可是不要とし専ら漁業権者と入漁者との契約によること。(四)定置漁業権も身網の水深部が二十五メートル未満は共同漁業権に包含すること。(五)定置漁業権は貸貸借ができること。(六)漁業協同組合に免許する漁業権または許可する漁業権を免許料取らないこと等を修正せられたいとの陳情。	
第三次案についての修正案によると、か川漁業の基盤となる漁業権は、形ばかりの第三種区画漁業権を認め、現在全面的に廢止するとのことであるが、カリ、ヨードは刻下重要な輸出品であり、天惠的資源をもつて国際的收支があるので、関係漁業者はその後の問題を苦慮し、漁業協同組合の設立もその気運を失う等漁業法改革の本旨に反するから、(一)か川の増殖事業を関係漁業協同組合にまかすこと、(二)内水面漁業管理委員会に民選委員を加えること等の処置を採られたいとの陳情。	
第五十八号 昭和二十四年十一月八日受理 慣行専用漁業権に関する陳情 陳情者 新潟県佐渡郡西津町夷二六一 山口文藏外三名	
新潟県佐渡郡西津町には、明治以前より、すけぞうがらの慣行専用漁業権があるため、この権利者と称する百五十名の独占漁場として他の者の入漁を許さず、また漁獲物の配分に当つては、五割ないし六割を船主が、残りを乗組員に配分するという、く取的漁業のため、漁民は生産上常に脅威を感じており、加えて戦後の小型機船底引船等の無軌道な漁業によつて沿岸一般漁民の生計は危機に陥つてゐるから、このような不合理非民主的かつ封建的制度を打破する処置を探られたいとの陳情。	
第六十号 昭和二十四年十一月八日受理 内水面漁業に関する陳情 陳情者 茨城県東茨城郡石塚町一、四九六 岡崎正外九名	
日本公表された漁業制度改革に関する	
第十一部 水産委員会会議録第七号 昭和二十四年十一月二十九日【参議院】	
ドの生産に努力してきたが、最近政府においては、本業の指導育成の施策を全面的に廢止するとのことであるが、(第六百五十九号) 一、授産事業法制定に関する請願 一、高知県須崎町の上水道増補改良工事費国庫補助等に関する請願 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願 一、身体障害者福祉法制定促進に関する請願(第六百五十四号)	
第三百六十号 昭和二十四年十一月十一日受理 国立宮崎療養所再建に関する請願 請願者 宮崎県議会議長 甲斐善平紹介議員 竹下豐次君 水久保甚一 現在宮崎県兒湯郡川南にある国立療養所は、元落丁さん部隊の兵舎を転用したもので、施設が極めて不完全であるばかりでなく、地にあつたため交通の便も悪く、患者の収容にも困難をきたしている状態である。しかし、本県の結核患者は約二万人と推定され、半々增加の傾向にあるので、これが施設の完備拡充は刻下の急務である。幸い本県には行政的、地理的、また交通の面から最も理想的な県の中心部である宮崎市大字田吉元傷、軍人療養所跡の広大な敷地が国有のままで残つてゐるから、ここに国立療養所を再建せられたいとの請願。	
第三百三十八号 昭和二十四年十一月十一日受理 海そく工業振興に関する陳情 陳情者 東京都港区芝西久保巴町四五海そくかり、ヨード懇話会内竹村俊吉外九名 請願(第五百三十八号) 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第五百三十八号) 一、社会事業基本法制定等に関する請願(第五百三十八号) 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第五百三十八号) 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第五百三十八号) 一、社会事業基本法制定等に関する請願(第五百三十八号) 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第五百三十八号) 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第五百三十八号) 一、身体障害者福祉法制定に関する請願(第五百三十八号)	
第三百九十九号 昭和二十四年十一月十二日受理 戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願 請願者 静岡県庵原郡袖師村字嶺一四六〇 長島銀藏外十七名 紹介議員 塚本重蔵君 この請願の趣旨は、第五百三十八号と同じである。	

第五百九十一号 昭和二十四年十一月十二日受理
身体障害者福祉法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ二、五五五日本肩人会連合東京事務局内 磯島慶司外二名

紹介議員 小林勝馬君現在身体障害者に対する社会福祉、社会保障の制度は、ほとんど欠けているから、これら身体障害者に対して、医療、職業、生業の安置等総合的にそれぞれの身体的欠陥に最も必要とする相応の保護対策として、すみやかに身体障害者福祉法を制定せられたいとの請願。

第六百五十四号 昭和二十四年十一月十二日受理

身体障害者福祉法制定促進に関する請願

紹介議員 長野県松本市西堀町二五〇 長野県盲人福祉協会内 君

この請願の趣旨は、第五百九十一号と同じである。第六百五十九号 昭和二十四年十一月十二日受理

授産事業法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ二 全国授産事業連盟内 収野修二外三十名

紹介議員 塚本重藏君現下の国情、とくに社会的経済的情勢にかんがみ、民生安定のため授産事業の振興は喫緊の要務である。よつて

政府はすみやかに本事業の画期的育成を図るために、(一)授産事業運営方針の基準、(二)授産場設置ならびに維持に対する経費助成、(三)法人税その他の課税の対象よりの除外、(四)授産資材の優先的調当、(五)指導監督等の基準、等の事項を法文化して、授産事業法を制定して厳正なる監督と適格な促進せられたいとの請願。

第六百七十五号 昭和二十四年十一月十二日受理

高知県須崎町の上水道増補改良工事費国庫補助等に関する請願

紹介議員 寺尾豊君西内国次郎外一名

十一月二十八日本委員会に左の事件を付託された。
一、漁業法案(第五回国会継続審査)
一、漁業法施行法案(第五回国会継続審査)

統審査)

高知県須崎町の上水道は大正十五年に最大給水量一万人を目標に設置されたのであるが、その後人口の激増とともに給水使用量も増加しさらに南海大震災による給水能力の低下等のため現能力では到底需求を充すことが不可能であります。一方の火災発生を考えるとまた今後の給水使用量の増加を考慮し現能力の二倍程度の増補改良工事を施行することは目下の急務であるが現下の地方財政ではその負担にたえられないから、国庫補助ならびに起債の処置を講ぜられたいとの請願。

第六百七十九号 昭和二十四年十一月十二日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(三通)

紹介議員 陳情者 大分市金池町二七六九ノ一 著杉マツ外百二十七名